

監査法人の組織的な運営に関する原則への対応

『監査法人のガバナンス・コードへの対応』

監査法人のガバナンス・コードは、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、当該原則を適切に履行するための指針から成っています。

(5つの原則)

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること
- ・ 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて独立性を有する外部の第三者の知見を十分に活用すること
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと

監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの規模・特性等を踏まえた自律的な対応が求められており、当監査法人におきましても、会計監査を巡る状況の変化や会計監査に対する社会の期待を踏まえ、監査品質の維持向上と実効的な組織運営の実現のため努力しております。

次頁において、ガバナンス・コードのそれぞれの指針及び各項目に対する当法人の対応について記載いたします。

監査法人グラヴィタス

所長・最高経営責任者

木田 稔

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

《指針》

1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

最高経営責任者は、近年の会計監査を巡る状況の変化等に即して、監査法人の業務管理体制を整備運用しております。監査の品質管理の重要性を認識し、品質管理重視の姿勢が事務所内の風土として定着するよう、リーダーシップを發揮して構成員の意識向上に注力しております。

監査法人の設立以来、監査の品質管理体制の確立に最高経営責任者が深く関与しており、職業倫理に関する規定の遵守、職業的専門家としての能力の向上、適切な監査業務の実施を組織的に実施するための対応を行っております。監査の品質管理を重視し、監査法人設立当初から、専任の品質管理責任者を選任し、品質管理体制の整備運用状況を把握するとともに、対応が必要な場合は適切な指示がなされるように配慮しております。

1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観として、監査の品質が最優先である旨を周知しております。

品質管理システムの整備・運用は社員全員が取り組むべき経営上の課題であるという意識の向上及び法人の運営に関する責任の自覚の向上を目的として、「3つの High-quality」の概念を提唱し、私たちの行動指針とし、継続的改善に努めています。

High-quality Services 私たちは高品質のサービスの提供を最重要課題とします。

High-quality Groups 私たちは高品質の専門家集団を構成し、組織的・戦略的・効率的に行動します。

High-quality Members 私たちは高品質の知識と技術を習得し、更なる飛躍のための自己研鑽に努めます。

1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

監査の現場における構成員に対する指導・指示及び監査チーム内における討議を適時に実施しており、その中で構成員が士気を高め、職業的専門家としての能力を発揮できるような環境を整えています。

社員及び職員で構成される品質管理会議や社員会だけでなく、社員及び職員が監査上の問題点や監査対象先の環境の変化について日常的に話し合い、情報の共有が円滑になれるような風通しのいい風土の醸成や環境の整備とともに、品質管理の方針が事務所内で周知徹底されるように配慮し、また人事評価においても監査の品質を考慮しております。

1－4．監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

当法人の社員及び職員が参加する品質管理会議において、会計監査を巡る課題や監査実施時に留意すべき事項等を協議し、知見及び経験の共有にて努めております。また、1－3に記載のとおり、社員及び職員が日常的に話し合っており、情報の共有が円滑になされるような風通しのいい風土の醸成を心がけています。

1－5．監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。

当監査法人におきましては、監査業務を主たる業務と考えておりますが、非監査業務を実施する際には、監査契約と同様に、社員会にて契約受託の可否について協議しております。社会的影響度の大きい事業体については、会計事務所等及びネットワークにおける非監査業務の受嘱の有無について留意しております。

兼業及び副業に関して、職員については兼業・副業は認めておりません。社員については、監査法人の業務に支障がない範囲でのみ認めております。

1－6．監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。

当監査法人は、Baker Tilly International の我が国におけるメンバーファームです。但し、各国のメンバーファームは Baker Tilly International とは人的・資本的・経済的に独立しています。Baker Tilly International に加盟するそれぞれ独立した会計事務所は、提供するサービスの品質向上に努めることにより相互の価値を高めることとします。

【組織体制】

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

《指針》

2－1．監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

社員全員で構成される社員会が実効的なマネジメント機関であります。当該機関は、監査実務に精通することとあわせて、経営管理に関する知見を有する社員により構成されています。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ◆ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項が生じた場合には、社員全員で構成される社員会におけるディスカッションを通じて適正な判断を行います。また、効果的・効率的な組織運営を目標として、監査の品質管理のため専任の品質管理責任者(社員)を選任し、品質管理体制を整備しております。

- ◆ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

被監査会社における監査上のリスクの把握・検討のため、経済環境を分析するとともに、被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションを重視し、これを適時に実施しております。

- ◆ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

会計監査は企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラであると認識しています。法人の各構成員がその役割を担っているという意識をもって監査業務にあたるべきである旨を、社員及び職員で構成される品質管理会議等で繰り返し周知しております。日常的には、法人の職員に対しては、知識や能力向上に努めるとともに、職業的懐疑心をもって監査を実施するよう促し、社員に対しては、適時適切な査閲に加え監査チームのメンバーに対する指導・監督を強化するよう徹底を図り、評価にも反映させております。

また、当該品質管理会議におきまして、品質管理における重要事項、会計基準の改正及び不正事例等について全体研修を行っております。日本公認会計士協会開催の研修についても法人として受講管理をしております。

- ◆ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備

上場会社監査については、電子調書システム(CaseWare)を利用してあります。監査業務においては、表計算ソフト等を用いて分析、仕証テスト及び監査調書の作成等を行っております。今後、監査業務における更なるテクノロジーの活用につき、経営環境を踏まえ、積極的に検討していきたいと考えております。

2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

社員は、知見・経験及び実力を有する者であり、その加入には総社員の同意を必要とします。社員会において、各社員からの業務報告及び重要事項に関する協議等を実施し、社員相互の牽制を図っております。なお、当法人の全ての社員は無限責任社員であり、社員会は公認会計士のみで構成されており特定社員は設けておりません。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

《指針》

3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当監査法人の全ての社員が無限連帯責任を負っており、比較的小規模な法人であることから、経営機能の実効性を監督・評価する機関を設けておりませんが、独立した立場で当法人の経営機能である社員会の実効性を監督・評価し、それを通じて社員会の実効性の発揮を支援する機能を確保するため、独立した第三者を選任し、意見を聴取し、法人の運営に反映しております。

3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

独立した立場で当法人の経営機能である社員会の実効性の監督・評価し、それを通じて社員会の実効性の発揮を支援する機能を確保するため、独立した第三者の意見を定期的に聴取しています。委員は、大手の監査法人で業務執行社員として従事された公認会計士及び上場会社役員の経験者を選任しています。監査法人の組織的な運営や監査の品質向上に関して自ら認識している課題等について、第三者の視点から助言や提言いただくことを期待しております。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ◆ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ◆ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ◆ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ◆ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ◆ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ◆ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

独立性を有する第三者につきまして、監査品質の維持向上及び安定した経営の持続を目的として、以下の業務を実施していただくことを期待して選任いたしました。

- ◆ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ◆ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ◆ 経営機能を果たす人員、評価及び報酬の決定過程の関与
- ◆ 法人の人材育成、人事管理・評価に係る方針の策定への関与
- ◆ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 等

特に、大手監査法人において長期にわたり業務執行社員に従事された経験を有する公認会計士については、監査業務及び監査事務所の品質管理に係る助言や提言をいただき、監査品質の維持向上に役立てていきたいと考えております。

3－4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

独立性を有する第三者に対して、年間4回程度の会合を開催し、その際に適切な情報を提供するとともに、業務遂行に当たっての補佐は品質管理担当者が実施いたします。

【業務運営】

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

《指針》

4－1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

監査の現場においては、監査責任者が積極的に関与するとともに被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションを重視し、不正リスクを含む監査上のリスク等について定期的に意見交換しております。あわせて、法人の構成員が職業的懐疑心を十分に發揮し業務に取り組むことのできる体制の構築を心がけております。品質管理上の問題事項につきましては、品質管理責任者が主導して社員会や品質管理会議等でディスカッションを実施して改善策を検討します。

4－2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

人事管理・評価及び報酬に係る方針につきましては、品質管理規程において策定し、運用しております。法人の職員に対しては、知識や能力向上に努めるとともに、職業的懐疑心をもって監査を実施するよう促し、社員に対しては、適時適切な査閲に加え監査チームのメンバーに対する指導・監督を強化するよう徹底を図り、評価にも反映させております。

4－3．監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ◆ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

職員に関しては、安定的な採用活動を行います。必要な知識や能力及び実務経験を有した監査従事者の育成を行うとともに、経験豊富な公認会計士の採用を実施します。

- ◆ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

当監査法人においては、非営利団体を含む、様々な業種の監査及び非監査業務を実施しており、構成員が幅広い知見や経験を獲得する機会は多いと考えております。

- ◆ 法人の構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

当法人の社員及び職員が参加する品質管理会議において、会計監査を巡る課題や監査実施時に留意すべき事項等を協議し、知見及び経験を共有しています。また、監査上の問題点や監査対象先の環境の変化について日常的に話し合い、情報の共有が円滑になれるような風土の醸成に努めており、人事評価においても社員及び職員の知見や経験、勤務態度等を総合的に考慮しております。

- ◆ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

法人の構成員が業務と並行して十分な能力開発に取り組むことができるよう、以下の施策を行っています。
① CPD の必修科目を事務所として定め、専門要員として重要な知識獲得や職業的懐疑心の向上を促す。
② 監査事務所における研修を実施し、ディスカッションやアンケートを実施することで専門要員の能力を把握する。
③ 経験の浅い専門要員については、上位者によるOJT を実施し、適切な指導を行う。

4－4．監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

定期的な監査計画説明及び監査結果報告のみならず適時に被監査会社の経営者等とのディスカッションや監査役等とのコミュニケーションを実施して積極的に意見交換を実施し、被監査会社の経営状況の動向や監査リスクの把握に努めています。

4－5．監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

当法人の運営に関する内部及び外部からの通報につきまして、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を整備しており、透明性のある経営を目指しております。通報者が通報により不利益を被る危険を懸念することがないよう通報者の保護を規程で定めております。

【透明性の確保】

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

《指針》

5－1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書で、わかりやすく説明すべきである。

当監査法人におけるガバナンス・コードの適用状況に関して資本市場の参加者が適切に評価できるよう、透明性を確保するための手段を検討しております。まず、監査の品質向上を確保するための実効的な組織運営に関する取組について、今後、当監査法人のサブにおける開示を検討する予定です。

なお、日本公認会計士協会のホームページの上場会社監査事務所登録情報のサブに一般に閲覧可能な文書として「誓約書」、「品質管理システム概要書」及び当法人の「業務及び財産の状況に関する説明書類」が掲載されています。

5－2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ◆ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢

指針1－1に記載しましたとおり、最高経営責任者は、近年の会計監査を巡る状況の変化等に即して、監査法人の業務管理体制を整備運用しております。監査の品質管理の重要性を認識し、品質管理重視の姿勢が事務所内の風土として定着するよう、リーダーシップを発揮して構成員の意識向上に注力しております。

監査法人の設立以来、監査の品質管理体制の確立に最高経営責任者が日常的に関与しており、職業倫理に関する規定の遵守、職業的専門家としての能力の向上、適切な監査業務の実施を組織的に実施するための対応を行っております。監査の品質管理を重視し、監査法人設立当初から、専任の品質管理責任者を選任し、品質管理体制の整備運用状況を把握するとともに、対応が必要な場合は適切な指示がなされるように配慮しております。

会計監査は、企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラであると認識しております。職業倫理の遵守の重要性、すなわち法人の各構成員が日本経済における重要な役割を担っているという意識をもって監査業務にあたるべき旨、代表者自らが、社員及び職員で構成される品質管理会議等で繰り返し周知しております。最高経営責任者が監査に積極的に関与することで監査人としての姿勢や心構えを身をもって示し、リーダーシップを発揮して構成員の意識向上に注力し、監査の質を重視する組織風土の醸成に努めております。

◆ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針

指針1-2に記載しましたとおり、監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観として、監査の品質が最優先である旨を周知しております。

品質管理システムの整備・運用は社員全員が取り組むべき経営上の課題であるという意識の向上及び法人の運営に関する責任の自覚の向上を目的として、「3つの High-quality」の概念を提唱し、私たちの行動指針とし、継続的改善に努めています。

High-quality Services 私たちは高品質のサービスの提供を最重要課題とします。

High-quality Groups 私たちは高品質の専門家集団を構成し、組織的・戦略的・効率的に行動します。

High-quality Members 私たちは高品質の知識と技術を習得し、更なる飛躍のための自己研鑽に努めます。

◆ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報

中長期的なビジネスモデルとしましては、現在の経営方針を継続し、監査の品質の向上と維持を図るとともに安定的に経営をおこなうことを課題としております。

当監査法人の経営方針としまして、地方の中小監査法人として、監査の社会的責務を認識し、中規模上場会社及び公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人等のパブリック・セクターの監査需要に対応することを使命としております。同時に、監査に従事することを希望する公認会計士の育成のため、公認会計士試験合格者の安定的な採用活動と監査従事者の必要な知識や能力と実務経験を有した高品質な監査を実現できる人材の育成を目標に掲げております。

◆ 監査法人における品質管理システムの状況

実効的な経営（マネジメント）機関である社員会にて、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員会の代表者である最高経営責任者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。

社員会は、全ての監査業務において監査業務の品質が優先されるということを認識し、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させるとともに、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないよう各管理者の責任を定め、品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意します。

品質管理責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負います。品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別、理解して、適切な方針及び手続に反映します。また、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理責任者とします。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

◆ 経営機関等の構成や役割

指針2-1及び2-2に記載しましたとおり、社員会は社員全員で構成され、概ね月1回程度開催し、契約の協議、規程の改訂及び品質管理に関する報告等を実施しております。社員会議事録を作成し保存しております。なお、監査従事者が参加する品質管理会議を定期的に開催し、品質管理に関する事項を連絡、協議、研修しております。

◆ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方

指針3-1に記載しましたとおり、独立した立場で当法人の経営機能である社員会の実効性の監督・評価し、それを通じて社員会の実効性の発揮を支援する機能を確保するため、独立性を有する第三者を選任しております。両名につきましては、当監査法人の課題である監査の品質の維持向上及び安定した経営の持続に関する助言や提言を期待しております。

◆ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応

指針1-5に記載しましたとおり、当監査法人におきましては、監査業務を主たる業務と考えておりますが、非監査業務を実施する際には、監査契約と同様に、社員会にて契約受託の可否について協議しております。監査業務を提供している先については、非監査業務は提供いたしません。

◆ 経営機関の構成や役割

指針2-1及び2-2に記載しましたとおり、社員全員で構成される社員会が実効的なマネジメント機関であります。当該機関は、監査実務に精通することとあわせて、経営管理に関する知見を有する社員により構成されています。監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項が生じた場合には、社員全員で構成される社員会におけるディスカッションを通じて適正な判断を行います。また、効果的・効率的な組織運営を目標として、監査の品質管理のため専任の品質管理責任者(社員)を選任し、品質管理体制を整備しております。

◆ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）

上場会社等の監査については、電子調書(ケースウェア)を採用しており、2024年4月に開始する事業年度の監査から利用開始いたします。

◆ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針

公認会計士試験合格者の安定的な採用活動と監査従事者の必要な知識や能力と実務経験を有した高品質な監査を実現できる人材の育成を目標に掲げております。公認会計士については、日本公認会計士協会のCPDについて必修科目を提示し、受講を管理しております。また、重要な会計基準の

改訂、職業倫理、不正事例等を内容とした事務所内研修を年間5,6回程度実施するとともに、ディスカッションやアンケートを実施して、監査上必要な知識、能力及び職業的懐疑心の向上を目指しております。

- ◆ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況

報酬依存度が15%を超える被監査会社はありません。将来的にも、特定の被監査会社に依存し報酬依存度が15%を超える可能性は低いと考えています。

- ◆ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況

重要な構成単位と判断した海外子会社の監査につきましては、構成単位の監査人がある場合は、インストラクションを提供し回答を得て、基本的には親会社の監査担当者が直接往査を実施しております。

- ◆ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

監査チーム及び審査担当者以外の法人内社員による品質管理システムの監視(日常的監視及び定期的検証)を実施することにより、監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価しております。

5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- ◆ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況

指針1-6に記載のとおり、当監査法人は、Baker Tilly International の我が国におけるメンバーファームであり、英国ロンドンを拠点とする Baker Tilly International に加盟しております。メンバーファームは658事務所、加入監査事務所の所在国数141都市であり、世界8位の規模となっております。

各国のメンバーファームは Baker Tilly International とは人的・資本的・経済的に独立しています。Baker Tilly International に加盟するそれぞれ独立した会計事務所は、提供するサービスの品質向上に努めることにより相互の価値を高めることとしております。

- ◆ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）

国際的な監査、会計に関する情報の収集を目的としております。

- ◆ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価

ネットワークにおける非監査業務の受嘱の有無について留意しておりますが、現時点においてネットワークとの関係から生じるリスクはないと考えております。

5－4．監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

監督・評価機関の機能を有する独立した第三者を選任し、その知見を活用し、監査の品質向上及び安定した経営の持続に役立てていきます。

会計監査の品質向上に向けた取組み等については、被監査会社とは経営者等とのディスカッションや監査役等とのコミュニケーションを通じて積極的に意見交換しております。

株主及びその他の資本市場の参加者等との意見交換につきましては、法人代表による日本公認会計士協会における活動等の外部活動を通じて実施しておりますが、より積極的な意見交換については今後の検討課題としております。

5－5．監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

品質管理システムの監視を実施することにより、本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価しております。業務及び財産の状況に関する説明書類において当該評価結果を報告しております。

5－6．監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

本原則の適用状況の評価結果、日本公認会計士協会等における活動や意見交換から得た有益な情報については、法人内の品質管理会議のみならず日常的な協議において法人内の構成員で共有し組織的な運営の改善に活用いたします。

以上

2025年12月1日現在